

岩手県県税条例施行規則及び岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第76号

岩手県県税条例施行規則及び岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

(岩手県県税条例施行規則の一部改正)

第1条 岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>様式第8号ア(第10条、第11条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="145 618 655 2007"><p>[略]</p><p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。</p><p>[略]</p></td><td data-bbox="655 618 772 2007"><p>[略]</p></td></tr></table>	<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>様式第8号ア(第10条、第11条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="836 618 1347 2007"><p>[略]</p><p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(その年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。</p><p>[略]</p></td><td data-bbox="1347 618 1463 2007"><p>[略]</p></td></tr></table>	<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(その年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>				
<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(その年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>				
様式第8号イ(第10条関係)	様式第8号イ(第10条関係)				

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント）の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

[略]

様式第8号ウ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント）の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。））を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

[略]

様式第8号ウ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]

[略]

[略]

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額

を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。

[略]

[略]

[略]

様式第8号エ(第10条、第11条関係)

[略]

[略]

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過す

を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(その年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。

[略]

[略]

[略]

様式第8号エ(第10条、第11条関係)

[略]

[略]

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過す

る日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

様式第8号オ（第10条関係）

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端

る日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。））を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

様式第8号オ（第10条関係）

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの

数があるときは、これを切り捨てる。))) の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

様式第8号カ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント）の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))) の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

[略]

割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))) を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

様式第8号カ（第10条、第11条関係）

[略]

[略]

1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント）の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))) を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。

[略]

[略]

様式第8号キ（第10条、第11条関係）

[略]

<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>
--	------------

様式第8号の2（第10条関係）

[略]

<p>[略]</p>	<p>不足税額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か</p>
------------	--

様式第8号キ（第10条、第11条関係）

[略]

<p>[略]</p> <p>1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。））を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されます。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>
---	------------

様式第8号の2（第10条関係）

[略]

<p>[略]</p>	<p>不足税額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か</p>
------------	--

月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第49号（第25条関係）

[略]

[略]

摘要

還付加算金は、過誤納金又は還付金の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年7.3パーセント（各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）です。

月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（その年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。））を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第49号（第25条関係）

[略]

[略]

摘要

還付加算金は、過誤納金又は還付金の額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年7.3パーセント（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。））が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合）の割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又はその全

額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)です。

[略]

様式第53号ア (第25条関係)

[略]

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)
)に年14.6パーセント (納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント (その年の特例基準割合 (当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合 (0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))) の割合を乗じて計算した金額

延滞金

[略]

様式第53号ア (第25条関係)

[略]

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)
)に年14.6パーセント (納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合 (平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合 (0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)) とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加

延滞金

	<u>算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。)</u>) を乗じて計算した金額
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第53号ウを次のように改める。

様式第53号ウ（第25条関係）

<p style="text-align: center;"> 法人 県民税 事業税 督促状 地方法人特別税 </p> <p style="text-align: right;"> 法人番号 <input style="width: 100px;" type="text"/> </p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業年度</td> <td colspan="2">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>申告処理区分</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">法人県民税</td> <td style="text-align: center;">本税</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">*延滞金 (日分)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">法人事業税及び 地方法人特別税</td> <td style="text-align: center;">本税</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">*延滞金 (日分)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加算金</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>* 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があると</p>	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		納期限	年 月 日	申告処理区分	年度			区 分		金 額	法人県民税	本税	円	*延滞金 (日分)	円	法人事業税及び 地方法人特別税	本税	円	*延滞金 (日分)	円	加算金		円	重	円	<p style="text-align: center;">教 示</p> <p>1 この処分不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、審査請求に対する判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>備 考 督促状の発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押えを受けることになります。</p>
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで																											
納期限	年 月 日	申告処理区分																										
年度																												
区 分		金 額																										
法人県民税	本税	円																										
	*延滞金 (日分)	円																										
法人事業税及び 地方法人特別税	本税	円																										
	*延滞金 (日分)	円																										
加算金		円																										
	重	円																										

きは、これを切り捨てる。)とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))を乗じて計算した金額

上記の金額を最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関若しくは岩手県収納代理金融機関又は広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部若しくは経営企画部地域振興センターで納付してください。

年 月 日

広域振興局長 氏 名 印

改正前	改正後				
<p>様式第68号(第34条、第39条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="143 1332 766 2049"> <tr> <td data-bbox="143 1332 183 2049" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</td> <td data-bbox="183 1332 766 2049"> <p>[略]</p> <p>納付税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全</p> </td> </tr> </table>	備考	<p>[略]</p> <p>納付税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全</p>	<p>様式第68号(第34条、第39条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="829 1332 1452 2049"> <tr> <td data-bbox="829 1332 869 2049" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</td> <td data-bbox="869 1332 1452 2049"> <p>[略]</p> <p>納付税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(0.1パーセント未満の端数があ</p> </td> </tr> </table>	備考	<p>[略]</p> <p>納付税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(0.1パーセント未満の端数があ</p>
備考	<p>[略]</p> <p>納付税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全</p>				
備考	<p>[略]</p> <p>納付税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(0.1パーセント未満の端数があ</p>				

額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

るときは、これを切り捨てる。)とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

[略]

様式第69号(第35条、第40条関係)

様式第69号(第35条、第40条関係)

(表)

法人 県民税
事業税の更正、決定
地方 特別税の加算金決定
通知(納税の通知)書

法人 県民税
事業税の更正、決定
地方 特別税の加算金決定
通知(納税の通知)書

[略]

[略]

[略]

[略]

理由

理由

教示

1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)提起する

[略]

ことができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間（年 月 日から 年 月 日までの期間は、控除する。）の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

備
考

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間（年 月 日から 年 月 日までの期間は、控除する。）の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）

延
滞
金

--

(A4)

を加算して納めてください。

備考 不服申立ての方法については、裏面に記載してあります。

(A4)

(裏)

教 示	<p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。</p>
	<p>2 この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

様式第71号の4（第35条の3関係）

[略]

[略]	
備 考	<p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない</p>
	<p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない</p>

様式第71号の4（第35条の3関係）

[略]

[略]	
備 考	<p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない</p>
	<p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない</p>

場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第71号の6（第35条の5関係）

[略]

[略]

備考

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端

い場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第71号の6（第35条の5関係）

[略]

[略]

備考

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする

数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第71号の8 (第35条の7関係)

[略]

[略]

備考

不足税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第71号の8 (第35条の7関係)

[略]

[略]

備考

不足税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「

--	--

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]				
所得控除額	[略]			
	計			
理由				

[略]

備考
上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額

	<p>特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。））を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。</p>
--	---

[略]

様式第72号（第36条関係）

[略]

[略]				
所得控除額	[略]			
	計			
合計				
理由				

[略]

備考
上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1

又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第80号 (第42条関係)

[略]

[略]

上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント (納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント (その年の特例基準割合 (当該年の前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合 (0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

備考

[略]

様式第89号の4 (第43条の3関係)

[略]

不足税額については、納期限 (申告期限) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント (この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌

備考

パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))を乗じて計算した延滞金 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第80号 (第42条関係)

[略]

[略]

上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント (納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合 (その年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))を乗じて計算した延滞金 (100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

備考

[略]

様式第89号の4 (第43条の3関係)

[略]

不足税額については、納期限 (申告期限) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額 (1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント (この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌

備考

日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第106号（第52条関係）

[略]

備考

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない

日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。））を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第106号（第52条関係）

[略]

備考

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない

場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第120号（第59条関係）

[略]

備考

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

い場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

様式第120号（第59条関係）

[略]

備考

不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第

2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。)を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

[略]

様式第121号の11(第63条の3関係)

[略]

不足税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合

備考

[略]

[略]

様式第121号の11(第63条の3関係)

[略]

不足税額については、納期限(申告期限)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納めてください。

備考

未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(その年の特例基準割合(当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))の割合を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。

[略]

様式第131号(第69条関係)

[略]

未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。))を乗じて計算した延滞金(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。

[略]

様式第131号(第69条関係)

[略]

<p>上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。</p>	<p>上記の納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。））を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。</p>
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第2条 岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第9号（第19条関係）</p> <p>[略]</p> <p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知（納税の通知）書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（その年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの</p>	<p>様式第9号（第19条関係）</p> <p>[略]</p> <p>不足税額については、納期限（申告期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（この通知（納税の通知）書で指定した不足税額の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成25年12月31日以前の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセント</p>

割合に満たない場合は、当該特例基準割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。